

令和5年5月

各位

東京都 産業労働局 雇用就業部 就業推進課

令和5年度「TOKYO 特定技能 Job マッチング（特定技能外国人雇用支援事業）」
広報周知ご協力のお願い

平素より格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

東京都では、特定技能外国人の円滑な受入れを促進し、特定技能での就労を希望する外国人と雇用を希望する企業を支援するため、TOKYO 特定技能 Job マッチング（特定技能外国人雇用支援事業）を実施いたします。

本事業は、都内の中小企業と都内での就労を希望する外国人材双方に対し、在留資格「特定技能」の制度周知をはじめとし、マッチングサポートから円滑な受入れに係るまで、トータルで支援をする事業です。

御多忙中大変恐縮ではございますが、本事業につきまして、幅広く御展開いただき、たくさんの企業様に参加いただけますよう御配慮いただけますと幸甚です。

なお、本件は職業紹介事業許可を持つ事業者への委託事業となっております。委託事業者から別途御案内を差し上げる可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。

開催趣旨・内容に関する問合せ	東京都 産業労働局 雇用就業部 就業推進課 人材確保推進担当 TEL: 03-5320-4628
参加に関する問合せ	株式会社パソナ（本事業受託運営先） TEL: 03-6734-1270 E-mail: t-tokuteigino@pasona.co.jp

「特定技能」外国人材の採用をサポートします

参加
無料

参加要件 ※以下6つの要件をすべて満たす企業が対象となります

外食業



飲食料品製造業



宿泊



介護



ビルクリーニング



- ① 「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年3月15日法務省令第5号）」第2条第1項を満たしていること。
- ② 外食業・飲食料品製造業・宿泊・介護・ビルクリーニングのいずれかの分野に属し、各分野の在留資格「特定技能」において従事する業務として認められている職種、かつ勤務地が都内の求人を保有していること。
- ③ 都内に本社又は主たる事業所があること。
- ④ 常時使用する従業員（※1）数が概ね300人以下又は資本金が3億円以下であること。※1 予め解雇の予告を必要とするもの
- ⑤ 外国人材の採用・活用に意欲があること。
- ⑥ 企業の採用状況、課題等の情報について、必要な範囲に限り、東京労働局や留学生等外国人材就職支援機関との共有に同意すること。

支援の流れ

HPから
仮エントリー

事業説明会
参加（※2）

事務局員と
面談後
事業本申込み
（※3）

人材募集

人材の
ご紹介

内定後の
手続き
サポート

- ※2 原則として、「事業本申込み」には「事業説明会への参加」が必要ですが、お近くの日程で該当する分野の事業説明会がない場合や、日程が合わない場合には、HP上から「事業本申込み」が可能です。（宿泊は第1回事業説明会の日程公開後、この手続きが行えます）
- ※3 東京都との協議の上、参加企業を決定します。「事業本申込み」を行っても必ずしも事業参加が決定することにはなりません。

募集企業数

・60社程度

支援内容詳細



セミナー予約



問い合わせ

令和5年度 TOKYO 特定技能 Job マッチング～特定技能外国人雇用支援事業～

【主催】東京都 【運営】株式会社パソナ 【後援】東京外国人雇用サービスセンター
Email: t-tokuteigino@pasona.co.jp